

平成22年4月21日

関係者様 各位

会社名 : 株式会社ジオス  
申立人 : 取締役 須原一美

## 破産手続開始の申立て、保全管理命令及び事業譲渡等のお知らせ

小職ら（株式会社ジオス取締役須原一美ほか3名）は、平成22年4月20日、株式会社ジオス（以下、「ジオス」といいます。）の破産手続開始の申立てを行うことを決定し、東京地方裁判所に申立てを行い、同日、保全管理命令、弁済等禁止命令、包括的禁止命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。受講生の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1、申立ての理由

ジオスは、昭和61年12月の会社設立以来、英会話学校の運営、語学教材の作成・販売等の業務を行い、全国に英会話学校を展開してまいりました。

しかしながら、平成19年以降、景気の低迷、特定商取引法等の規制の強化、さらには平成19年10月の株式会社ノヴァ経営破綻を端緒とする業界への信認低下を受けて受講者数・売上高が落ち込む状況となりました。

ジオスは、不採算校の閉鎖・集約をはじめとする諸経費削減のほか、組織改正による営業体制強化を通じた経営改善に努めてきました。また、平成21年1月には、金融機関債権者様より、借入金元本の返済を平成22年2月末まで延長する旨の猶予をいただきながら、鋭意経営の健全化に向けて従業員一同、努力してまいりました。

しかしながら、平成21年12月、豪州子会社において、ジオスの商号を用いて事業展開するジオス・オーストラリア、メルボルン校が前受金保全口座の資金不足等を原因としてオーストラリア政府よりビザ発給の認可停止を受け、平成22年2月にはオーストラリア現地8法人が英会話学校を閉鎖するという事態に直面し、国内におけるジオスに対する信認低下を強め、売り上げはさらに落ち込み、公租公課の支払いを含めた支出を継続することができない事態に立ち至りました。

#### 2、申立ての概要

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| (1) 申立日    | 平成22年4月20日                       |
| (2) 保全管理命令 | 同日                               |
| (3) 保全管理人  | 東京都千代田区麴町1丁目6番9号<br>D I K 麴町ビル4階 |

小林総合法律事務所  
弁護士 小林信明

- |           |  |
|-----------|--|
| (4) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所  |
| (5) 事件番号  | 平成22年(フ)第7050号   |
| (6) 申立代理人 | 東京都渋谷区広尾1-1-39<br>恵比寿プライムスクエアタワー16階<br>スクワイヤ・サンダース外国法共同事業<br>法律事務所<br>弁護士 戸谷雅美 |

### 3、負債総額

約75億円(平成22年3月末日現在)

### 4、今後の見通し

#### (1) 事業の譲渡

会社は本年4月16日、株式会社ジー・エデュケーション及びその親会社である株式会社ジー・コミュニケーション(以下「スポンサー」といいます。)との間で、ジオスの英会話事業の一部を譲渡する旨の合意を締結しました。今後は、ジオスの受講生の皆様に対する影響を最小限に食い止めるべく、スポンサーが主体となってジオスが行っていた英会話授業をできるかぎり継続していただけるよう、ジオスとしても最大限協力してゆく所存ですが、一方、前述1のような経緯の中での事業の譲渡であり、関係者の皆様に充分ご納得いただける対応は極めて困難であるものと思料されますところ、関係者の皆様におかれましては、ご理解の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### (2) 受講生の皆様の保護

大変恐縮ながら、受講生の皆様のご受講につきましては、ジオスが運営する校舎のうち、[①別添1の校舎](#)は、スポンサーによって承継予定であり、[②別添2の校舎](#)は閉校予定です。

別添1の承継予定の校舎は、4月23日から授業が再開される予定です(変更がある場合は、ご連絡致します。)

別添2の閉校予定の校舎は、閉校に伴い、授業は中止となります。

- a ご通学されていた校舎が別添1の承継予定の校舎である場合は、未消

化受講料分の授業等を、従前どおり受けることができます。ただし、受講料等のご返還に応じることができませんので、「返還請求権放棄」書面にご同意いただく必要があります。

b ご通学されていた校舎が別添2の閉校予定の校舎である場合は、以下の(a)乃至(d)のオプションが用意されています。

(a) 近隣のジオスの校舎に通う場合

未消化受講料分の授業等を、従前どおり受けることができます。運営を継続する近隣のジオスの校舎に転校の上、「返還請求権放棄」書面にご同意いただくことで、ご受講いただくことが可能です。

(b) 近隣NOVA校舎（北海道地区はEC英会話）に通う場合

ジオスでの未消化受講料相当額に達するまで、近隣NOVA校舎でのレッスン料を75%割引の「優遇措置」にてご受講いただけます。

(c) 「e-ジオス」をご利用になる場合

ご自宅のパソコンを利用して、ご自宅で未消化受講料分のジオスの授業を追加の支払いなく受けることができます。近隣のジオスの校舎に転校する場合と同様に、「返還請求権放棄」書面に同意いただくことで、ご受講いただくことが可能です。

(d) 「お茶の間留学」をご利用になる場合

ご自宅にテレビ電話を設置し、NOVAのレッスンをご受講いただくことができます。近隣NOVA校舎に通う場合と同様に、ジオスでの未消化受講料相当額に達するまで、NOVAでのレッスン料を75%割引の「優遇措置」にてご受講いただけます。

c 詳しくは、スポンサー及びジオスからの個別のご連絡並びにスポンサーのHP等にてのご案内申し上げますので、ご参考くださいますようお願い申し上げます。また、平成22年4月21日から同月24日までの間（21日は正午から21時まで、22日～24日は午前10時から20時まで）、専用のフリーダイヤル回線（0120-1344-46）を設け、お問い合わせに対する対応を致しますので、こちらも併せてご利用くださいますようお願い申し上げます（繋がりにくくなること及び充分な対応は困難であることが予想されますが、何卒ご容赦下さい。）。

(3) 今後のジオスについて

なお、スポンサーへの事業の譲渡により、英会話事業の継続を図る一方で、ジオス自身は、法の定めに従い事業譲渡の対象とならなかった事業について清算をする予定であり、受講生の皆様を含む債権者の皆様に対し、

申立て前と同様にお支払いすることができないものですが、裁判所の監督のもと、残された事業の清算を行うべく手続を進める予定でございます。

最後に、受講生の皆様をはじめ、関係者の皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けしたことを、重ねてお詫び申し上げますとともに、ジオスの事業の譲渡及び清算に関しまして、ご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

## 5、ジオスの概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 商号      | 株式会社ジオス  |
| (2) 本店所在地   | 東京都渋谷区渋谷 1-14-9<br>(登記簿上の本店所在地) 東京都品川区大崎 1丁目6番4号 |
| (3) 設立年月日   | 昭和61年12月18日                                      |
| (4) 代表者     | 楠恒男  |
| (5) 資本金     | 金4億9000万円  |
| (6) 発行済株式総数 | 4159.64株   |

以上